平成25年度第1回周南市高齢者保健福祉推進会議　会議録

日時	平成２５年１０月２４日（木）１９時００分～２０時００分
場所	周南市徳山保健センター　健診ホール
出席者	推進会議委員　13名
	事務局　13名
欠席者	推進会議委員　１名

議事録（要点筆記）

事務局：ただ今から平成25年度第1回周南市高齢者保健福祉推進会議を開会する。

福祉部次長：あいさつ

事務局：　就任委員　3名紹介
事務局自己紹介
「高齢者保健福祉推進会議の概要」「推進会議設置要綱」について説明

会長：あいさつ
　まずは徳山歯科医師会より、「いま増えつつある進行口腔ガン」についてご講義を頂戴する。

徳山歯科医師会：「いま増えつつある進行口腔ガン」について講義

会長：質疑
　口腔癌も他の癌と同様、高齢者と若者で進行の度合いは異なるのか。

徳山歯科医師会：応答
　異常を自覚して受診時に、急激な増大傾向がある。そこからの病状の勢いはすさまじいものがあり一気に容体が変わってしまう。

会長：「周南市高齢者プラン平成２４年度の進捗状況」に移る。事務局から説明をお願いする。

事務局：２４年度の進捗状況について報告（高齢者保健福祉事業/介護予防事業/高齢者保健福祉事業の展開について報告

・保健事業の推進について―周南市高齢化プランの計画推進の基本的な方向として、高齢者ができるかぎり健康でいきいきとした生活を送るためには、介護が必要な状態になる前の段階から介護予防に取り組み、健康や身体機能を維持し続けることが最も重要となる。その上に、健康増進法に基づき、健康教育、健康相談等の事業を実施している。

・健康教育について―壮年期からの健康の保持増進を図る目的で、生活習慣病の予防や健康作りの教室イベント等を実施。新しい事業として、いつでもどこでも誰でも気軽に取り組める健康作り事業「しゅうなんチャレンジウォーキング」を昨年度実施し大変好評であった。今年度も継続実施している。健康教室の回数は計画値に到達していないが、参加人数は１万人超えて実績を伸ばしている。

・健康相談について―日常生活における健康管理の目的で、心身の健康に関する相談や、健診の結果、生活習慣の改善が必要な方に個別の保健指導を実施している。回数・参加者人数の計画値には登録していないが、訪問指導を加えると計画値を超えている。訪問指導も個別の健康相談の内容を含んでいる。

・健康診査について―健康診査は糖尿病等の生活習慣病を予防する目的で、国民健康保険の被保険者を対象に特定健診として実施している。あわせて、メタボリックシンドロームの該当者、また予備軍の方に対し、６か月間にわたる特定保健指導を行った。計画値は国が示したもので、人口規模等を考慮していない全国一律の数値となっており、特定健診の受診者数や受診率は計画値には到達していないが、県の平均と比べ大変高い受診率となっている。また特定保健指導も実施率併せてメタボリックシンドロームの減少率については国の目標を達成しており、県内で最も高い達成率となっている。

・がん検診について―がん検診は、がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡を減少させる目的で実施した。受診率向上を目指し、特定健診とがん検診の受診券を一本化したり、市広報と同時に全戸配布で健診ガイドを配布し、出前トーク等で周知を務めているが、計画値に到達しておらない健診もある。今後もより一層の周知啓発に力を入れていきたい。歯については健康増進法に基づき、歯周疾患健診を実施している。４０・５０・６０・７０歳の節目の年齢で、１０年に一度の健診という機会である。対象者には全員に受診券を発送し、出前トーク等また医療機関のにご協力いただきポスター掲示等、今年度から積極的に進めているところであるが、昨年度の実績は１６人ということで大変少ない。ここには掲示してないが、若い方のスマイル健診という健診があり、約７００人の受診をいただいている。これは横ばいから少し増加している状況である。

・訪問指導について―これは少し増えた。健診の結果が生活習慣改善が必要な方に対し、家庭に訪問の上で個別指導をしている。これは計画値の約倍で実績を上げている。

・まとめ―介護が必要となる前の壮年期からの健康管理が重要であることは、市民の方も含め誰もが理解をしている状況であるが、なかなか実行するのが難しい。今後も周南市高齢者プランの達成に向け、生活習慣病の予防、健康づくり等の保健事業を推進していく。

介護予防事業の推進について報告

（１）介護予防二次予防事業対象者施策

・ア　二次予防事業対象者把握事業について―国が実施を義務付けており、６５歳以上の高齢者を対象に全国統一の基本チェックリスト（アンケート）を実施することにより、二次予防事業対象者（要介護状態になる恐れの高い生活機能低下のある方）を把握し、早期に適切な介護予防事業につなげ、要介護状態になることをできるだけ防ぐ目的で実施している。平成２４年度は基本チェックリストを 70・75・80・85 歳に個別送付し、市広報の折り込み等で周知した。基本チェックリストは要援護者発見のツールにもなることから、二次予防事業対象者と判定された人については、市と地域包括支援センターが分担して、訪問や電話で生活機能改善に向けてのアプローチをしている。さらに平成２４年度より、基本チェックリストの返送がなかった高齢者についても、その中には閉じこもりや認知症傾向の高齢者が潜在していると言われていることから、市職員が訪問し生活機能低下の有無の確認をするとともに、生活状況の把握し、必要に応じてサービス利用の支援や関係機関への情報提供等を実施している。平成２５年度は厚生労働省が基本チェックリスト送付の一つの例として示した通りに、３歳刻みの年齢に発送をしている。

・イ　通所型介護予防事業について―アの二次予防事業対象者把握事業で把握された、機能低下がある高齢者を対象に介護保険の通所事業所等に通っていただき、専門職から指導を受けることにより、生活機能を改善することを目的に実施している事業。平成２４年度はおもに介護保険の通所事業所でのみの実施であったため、参加者数は計画値に達せず。しかし、二次予防事業の実績としては計上はないが、もよりの公民館等で元気な高齢者も参加できる一次予防の介護予防教室として、この教室に参加された二次予防事業対象者は３８人。それを合わせると計９７名が介護予防教室に参加し、二次予防事業の対象者の方が介護予防事業に参加されたことになる。

・ウ　訪問型介護予防事業について―イの通所型と同様に、アの二次予防事業対象者把握事業で把握された対象者に介護予防の目的で実施する事業であるが、対象者の内おもに閉じこもりがちで通所に向かない高齢者に実施するものである。国が示している実施方法では、地域包括支援センターのアセスメントが実施開始にあたり必要であるが、アセスメントを実施していないため訪問型介護予防事業には計上はしていない。しかし低栄養と判定された高齢者を管理栄養士が訪問指導しており、参考として下に掲載している。

（２）介護予防一次予防事業対象者施策

・ア　介護予防普及啓発事業について―市と委託先の地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の実施状況の報告になっている。おおむね計画通りの実績。

・イ　地域介護予防活動支援事業について―認知症サポーター養成講座は、地域全体で認知症高齢者を支え見守ることができるように、認知症の特徴や正しい対応の方法を学ぶための講習会として、市民を対象に実施している。実績は、計画値の７８％となっている。国は平成２６年度までに認知症サポーターを６００万人養成することを目標にしている。国の目標値から換算すると、周南市では平成２６年度までに約６，９００人の認知症サポーターを養成する計画になる。平成２４年度末現在周南市では認知症サポーター養成数が、計５，８５８人となっている。国の目標通りには進捗していると考えられる。

・認知症施策の推進について―（１）認知症予防対策の推進ア　普及啓発活動である住民を対象とした認知症講演会・シンポジウムの開催は、そこに記載している通り。共催したものも計上している。関係機関のスキルアップのための研修会を開催している。認知症高齢者の相談対応状況については、ここに計上してある通り。家族会支援についても参照いただきたい。

・多職種連携による認知症高齢者に関するケア会議について―随時開催しているが、平成２４年度は徳山中央病院の物忘れ外来の医師にコーディネーターとして入っていただき、周南市地域ケア会議の認知症専門部会として４回開催している。

・（３）任意事業（配食サービス事業）について―ひとり暮らしの高齢者の方、障害者の方を対象に、配食を通じて安否確認を行う事業として実施。平成２４年度については、ほぼ計画値通りの実績となっている。ただし平成２５年度に見直しを実施している。主な改正点としては、１日２食から安否確認は１日１回と設定し、１日１食とした。今後も安定的に事業を実施するために、応能負担の制度を導入し、市民税課税の方は、４０

０円から６００円の利用料をいただく。ちなみに、平成２４年度末の利用者数は３１４人となっている。

高齢者への生活支援事業推進について報告

・ア　軽度生活援助事業について―介護予防事業として実施している。軽易な日常生活上の援助を行うことにより、一人暮らし高齢者の自立を促し、要介護状態への進行を防止している。利用者数の減少、それに伴う利用時間も減少傾向にあり、計画値の約８０％となっている。軽度生活援助事業と次に紹介する生きがい活動支援通所事業についても、大幅な改正がある。

・イ　生きがい活動支援通所事業―閉じこもり防止を目的として介護予防の事業として実施しているデイサービス事業。利用者数、延べ利用人数は減少で、約８０％となっている。軽度生活援助事業と生きがい活動支援通所事業については、介護保険との整合性や利用料の見直しを実施しており、８月１日から改正をしている。

・エ　緊急通報システム設置事業―ひとり暮らし高齢者・障害者の安否確認と各種相談を行う事業として、実施している。新規の利用者数に比較し、撤去者数が多く、実績は９０％。

地域ケア体制の構築について報告

（１）　地域包括支援センター

ア　地域包括支援センターでの取り組み

・総合相談支援業務について―周南市には４ヶ所委託で実施している。おもな業務として、地域の高齢者の拠点という位置づけの中、様々な相談や介護予防を実施を目的としている。相談件数は、計画値に比較して大幅に伸び１５４％の実績となっている。相談者は本人・家族。内容としては介護保険・介護予防について。

・指定介護予防支援に関する業務について―要支援者のプラン作成を実施することになっている。実績は１００％、延べ件数も約１５％の増加となっている。

地域での生活を支える基礎づくりの推進について報告

・高齢者孤立対策の推進について―近年孤立死・孤独死という大きな問題の中、孤立化対策を周南市においても重点事業として実施している。ひとり生活応援サービス事業を社会福祉協議会に委託している。話し相手から始まり、地域の方の見守り等を行う事業として実施。この計画費については未掲載であり、訪問員数１２名、訪問対象者数２４名と、若干少ないが、今後は増えていくと考えられる。

・高齢者虐待防止の推進について―地域包括支援センターが、高齢者の虐待防止法・養護者支援法の第一次的な相談窓口となっている。高齢者虐待は年々増えていくという状況の中、早期発見・早期対応を今後も続けていきたい。

・成年後見制度について―判断能力の低下した方に対する制度として成年後見制度がある。本来は家族等が申し立てを行うが、家族等がいないというケースが多くある。
こうした方については、市長が申し立てをすることができ、市長申立件数も年々増加している。今までの高齢者の成年後見制度の累計は、制度が始まって１８件の市長申立てをしている。

・地域包括支援センターの再編について説明
　包括支援センターは、平成１８年の介護保険法の改正により義務付けられている。周南市は東部・鼓海園・医師会・西部の４ヶ所に委託している。設置当初より高齢化が急激に進んでおり、現在の周南市の高齢化率は２７．７％となっている。そして２年後には３０％、平成３２年には３人に１人という高齢化率と推計されている。それに伴い要援護者、一人暮らしの高齢者、高齢者世帯の確率も顕著になっている。平成２４年度の周南市の一人暮らし高齢者の数は約６２００人、そして７５歳以上の二人世帯高齢者世帯が約２０００世帯となっている。
　課題として、厚労省の中で包括支援センターが本来は高齢者人口６０００人に１カ所ということが望ましい中、周南市の包括のすべてが６０００人を超えている。そして、要支援者のプランの作成が、包括支援センターの本来の包括的支援業務・相談業務や権利擁護業務を圧迫し支障がある。こうした中、再編検討委員会というものを設置した。地域包括支援センター運営協議会の専門部会として設置し、９月に１回、来週に第２回目の会議を行う準備をしている。検討事項は、①委託包括支援センターの増設、②直営包括支援センター、③予防給付センターについて。要支援の方は市の方で対応し各包括支援センターの業務軽減。④また５ヵ所の在宅介護支援センターの位置づけもどのようにしていくかということが、検討していく課題となっている。
　今年度は約５回程度の会議を持ち、平成２５年度末にはご報告をいただき、市として今後の包括支援センターの方針を出したい。

会長：質問があればお願いします。

委員：なし

事務局：第５期の介護保険事業について報告
・被保険者数の推移について―計画数は９２，１０７、実数は９１，８８１ということで、被保険者数としては伸びている。コメントの訂正として後期高齢者の数は、２０，５８０人に訂正。

・認定者数の推移について―計画値は６，３２４、実数は６，４５３で１０２％となっている。これも認定者数としても計画値より増えている。

・施設・居住系サービス利用者数の推移について―全体では計画値が１，６０９、実数が１，５６７、計画値に比べて９７．４％で、利用者数は少ない状況。有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅に利用者が流れたという様な事が書いてある。ちなみに有料老人ホームは、平成２４年度中には５箇所施設新規が２２９人分整備されている。高齢者専用賃貸住宅は名称が平成２３年の４月にサービス付き高齢者向け住宅となり、平成 24 年度中に５施設、１１７人分整備されている。こちらの方に流れて利用者数も減っていると考えている。

・居宅サービスの利用者数の推移について―計画値は３，５９２実数は３，８７０となっている。これも計画値よりも増えている。先程の有料老人ホームとか、サービス付き高齢者向け住宅についての利用のカウントはこちらの４番目の居宅サービス利用者数の推移という所にカウントされる。認定者の増加もあるし、有料老人ホームの増加も利用者数の増加につながっているのではないかと思っている。

・サービス給付費の推移について―計画値は９６億３千９百万、実績は９１億４千４百万という事で給付費としては９４．９％となっており、計画値は５億円程度少なくなっている。

・基盤整備の状況について―施設サービスとしての介護老人福祉施設、２６年度末の予定数としては、７施設の５９９床。これは今現在達成をしている。
　介護老人保健施設は予定数が７施設５３２床ということで達成している。
　介護療養型医療施設が３施設の１６６床、これも現在達成している。
　地域密着型の小規模特養で１施設２９床、今から工事ということで２６年度末には２９床は確保される予定。
　グループホームの予定２２施設３１４床も達成する見込み。
　認知症対応型通所介護は６施設６３人であるが、手を上げてが無く計画ではゼロ。
　小規模多機能型居宅介護は７施設２００人。今現在５０人確保の見込みである。

全体的に２４年度末の進捗状況としては、被保険者の増加に伴い、認定者数とか利用者数は計画値では多くなっている。しかし、給付費としては計画値を下回っているので概ね良好に推移しているのではないかと考えている。

会長：質問があればお願いします。

委員：質問なし。

事務局：第５期介護保険事業計画の平成２４~２６年までの整備状況について報告したが、地域密着サービスは、認知症対応型通所介護これは２年連続公募いたが応募者ゼロであった。来年度、同じように地域に公募してもおそらく出てこない見込みから、今期は整備計画ゼロということで報告させていただいた。来期第６期の介護保険事業計画の中にどのように盛り込むのか、地域の問題等もあるため、来年度皆様に議論いただきたい。

会長：質疑応答なし

事務局：来年以降のスケジュールについて説明

次期計画は、平成２６年中に２７年から３年間の計画をしていくことになっている。２６年度に、４回から５回程度の会議を開催予定。

会長：スケジュールについての質問があればお願いしたい。

委員：なし

会長：他になければ、以上で会議を終了する。